

周辺事態措置法案等に反対し、廃案を求める声明

本年四月に、「周辺事態措置法案」や自衛隊法改定案が閣議決定され、国会に上程されている。また「日米物品役務相互提供協定」(ACSA)の改定の承認案件が国会に提出されている。これらは、一九九七年九月に改定された新「日米防衛協力のための指針」を具体化し、アジアへの日米軍事戦略の積極的展開に向け国家総動員体制を作り上げようとするものであり、平和主義、民主主義及び基本的人権を保障する日本国憲法の原則との矛盾・対立を深め全面化させるものである。

とくに、「周辺事態措置法案」は、日本の「周辺地域」における「周辺事態」に際して、自衛隊が米軍の活動に対する後方地域支援、後方地域搜索救助活動、船舶検査活動等を行うことを中心任務としている。しかし、「周辺地域」なるものが不明確であること、「周辺事態」の判定基準が曖昧であること、後方地域支援の内容が多方面にわたり武力行使または武力による威嚇と実質的に結びつく危険があること、さらには、米軍の活動が、一九九六年四月の「日米安保共同宣言」により、アジア太平洋地域に拡大されていることなどを考え合わせると、「周辺事態措置法」により日本がアメリカの軍事戦略に組み込まれ、広範な地域における軍事行動に赴く危険性が大きいことを指摘せざるをえない。

また、自衛隊の出動にあたって国会の承認を要せず、内閣総理大臣の基本計画が国会に報告されるところにとどまっていること、政令に委任される事項が多いことなどは、議会制民主主義をないがしろにする重大問題である。しかも空港・港湾業務をはじめとして、施設・区域や要員の確保等にかかわる「協力」を地方公共団体に求めていることも、地方自治の原則に矛盾する多くの問題を発生させる。

さらに、「国以外の者」の協力として、民間企業や諸個人の動員を想定していることは、国民の生活や諸権利を制限し、国民を軍事行動への協力体制に組み込もうとするものである。

日本国憲法が施行されて五十年を経た今日、いまだにアジア諸国に対する植民地支配と侵略戦争に関する歴史的反省が十分行われたとはいえない。にもかかわらず、日本がふたたび対外軍事進出に至る根拠法をもととしてしていることに対し、アジア諸国民が強い警戒と批判を示しているのは、当然のことである。

われわれは、二十一世紀に連なる日本国民の進むべき道として、日本国憲法に基づき、人権を保障し民主主義を発展させつつ、平和的手段による国

際平和・国際協力を追求することがなによりも重要であるとする。

以上の見地に立ってわれわれは、「周辺事態措置法案」をはじめとする新「日米防衛協力のための指針」関連法案に対し、平和主義、民主主義、基本的人権の名において強く反対し、廃案を求めるものである。
右声明する。

一九九八年十月八日 民主主義科学者協会法律部会
会員総会